

令和2年7月3日からの大雨による災害により 被害を受けられました皆さまへ

この度の令和2年7月3日からの大雨による災害により被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

<保険料払込猶予期間の特別措置>

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。
特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

※2020年7月29日更新

| 適用都道府県 | 適用地域 | 法適用日 |
|--------|--|-------|
| 山形県 | 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町 | 7月28日 |
| 長野県 | 松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡王滝村、木曽郡大桑村、木曽郡木曽町 | 7月8日 |
| 岐阜県 | 高山市、中津川市、恵那市、飛驒市、郡上市、下呂市 | 7月8日 |

| 適用都道府県 | 適用地域 | 法適用日 |
|--------|--|-------|
| 島根県 | 江津市 | 7月13日 |
| 福岡県 | 大牟田市、八女市、みやま市、久留米市 | 7月6日 |
| 佐賀県 | 鹿島市 | 7月6日 |
| 熊本県 | 八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、 葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、 球磨郡錦町、球磨郡多良木町、 球磨郡湯前町、球磨郡水上村、 球磨郡相良村、球磨郡五木村、 球磨郡山江村、球磨郡球磨村、 球磨郡あさぎり町 | 7月4日 |
| | 荒尾市、玉名市、山鹿市、 菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、 玉名郡長洲町、玉名郡和水町、 阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町 | 7月6日 |
| 大分県 | 日田市、由布市、玖珠郡九重町、 玖珠郡玖珠町 | 7月6日 |
| 鹿児島県 | 阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、 鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、 薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町 | 7月4日 |